

International Research Institute (IRI)

特定非営利活動法人 国際総合研究機構

2012.5.23 版

入会のしおり

本機構にご入会の上、ご協力をお願い申し上げます。入会ご希望の方は、設立趣旨書、定款、及び下記事項をご覧の上、定められた入会申込書により、下記、情報センターにお申し込み下さい。

尚、設立趣旨書、定款、入会申込書は同センターにご請求下さい。

会員種別

本法人の会員種別は次の3種類です。

1. 社員会員：本法人の目的に賛同し、確実に総会出席（又は委任状提出）など責任をもって活動できる個人（「特定非営利活動促進法」に定められた社員のことで、ここで社員とは会員のことで、一般の社員の意味ではありません）。（総会出席又は委任状提出のいずれもしない社員会員は、一般会員に移っていただくことがあります。）
2. 一般会員：本法人の目的に賛同し活動する個人（総会の構成員ではありません）。
3. 賛助会員：本法人の目的に賛同し一定の支援を約束する個人、及び団体（総会の構成員ではありません）。

会員規則

本法人の会員は次の規則を周知のものとします。

- (1) 会員は下記、会費規定に定められた額を納めなければならない。
- (2) 継続して1年以上会費を滞納したときは会員の資格を失うことがある。
- (3) 既納の会費、及びその他の拠出金品は、返却されない。
- (4) 本法人の定款に違反したときは除名されることがある。
- (5) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは除名されることがある。
(本会員であることを営利目的に利用してはならない。)

会費規定、入会申込書、及び振込

本法人の入会金・年会費の額は、当面次のとおりとします。（入会金は、社員会員、一般会員は2,000円、賛助会員（個人・団体）は5,000円です。）入会申込書を下記センターに送付するとともに、入会金+年会費を下記、会費振込先にお振込み下さい。

- | | | | |
|----------------------------|---|-----|----------------|
| 1.社員会員（入会申込書（社員会員・一般会員）） | : | 年会費 | 2,000円（1口当たり） |
| 2.一般会員（同上） | : | 年会費 | 2,000円（1口当たり） |
| 3.賛助会員（個人）（入会申込書（賛助会員・個人）） | : | 年会費 | 10,000円（1口当たり） |
| 4.賛助会員（団体）（入会申込書（賛助会員・団体）） | : | 年会費 | 10,000円（1口当たり） |
- （会費の年度は3月31日までです。）

会費振込先

銀行： みずほ銀行 稲毛支店 普通 2525917 「特定非営利活動法人 国際総合研究機構」
ゆうちょ銀行 特定非営利活動法人国際総合研究機構 10540 41946311

国際総合研究機構 情報センター

〒263-0051 千葉市稲毛区園生町 1108-2 ユウキビル 40A
Tel: 043-255-5481 Fax:043-255-5482 IP Phone: 050-1042-7634(Yahoo BB)
e-mail: iri@a-iri.org ホームページ: <http://www.a-iri.org/iri-jp/>